

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 6 月 30 日	
東大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪府大阪市平野区長吉長原西 3 丁目11-49	
氏名 明亜興業株式会社	
代表取締役 笹 寛明	
電話番号 (06) 6797-7777	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東大阪市 管轄事業場
事業場の所在地	東大阪市 管轄区域内
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	07 職別工事業
②事業の規模	50000万円
③従業員数	40名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事 がれき類（コンクリートガラ）→再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託し、チップ（合材燃料用）として再資源化 混合廃棄物（混載）→再生処理業者に委託し、選別作業を行い再資源化 石綿含有産業廃棄物→選別作業を行い埋立処理機関に委託し埋立処理 廃プラスチック類、紙くず→選別作業を行い有価物処理化。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	排 出 量	1427 t	84 t
	（これまでに実施した取組） 精度の高い手選別を取り入れ、廃棄物と再生できるものとは仕分けし、リサイクルに務めました。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	排 出 量	1000 t	80 t
	（今後実施する予定の取組） 本年度に引続き、リサイクル、リユースできる品目の徹底した手選別を取り入れ、循環社会の実現に貢献できる社会を目指します。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 金属くず・プラスチック・紙類（段ボール含む）
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 金属くず・プラスチック・紙類（段ボール含む）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

管理型混合廃棄物	繊維くず [※]	石綿含有産業廃棄物	
73 t	1 t	5 t	t

②計画

管理型混合廃棄物	繊維くず [※]	石綿含有産業廃棄物	
70 t	1 t	5 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	全 処 理 委 託 量	1427 t	84 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	84 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1427 t	84 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	精度の高い手選別を取り入れ、廃棄物と再生できるものとは仕分けし、リサイクルに務めました。		

(第4面－2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

管理型混合廃棄物	繊維くず	石綿含有産業廃棄物	
73 t	1 t	5 t	t
t	t	t	t
73 t	1 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず ^a
	全 処 理 委 託 量	1000 t	80 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	80 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1000 t	80 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 本年度に引続き、リサイクル、リユースできる品目の徹底した手選別 を取り入れ、循環社会の実現に貢献できる社会を目指します。		
※事務処理欄			

②計画

管理型混合廃棄物	繊維くず	石綿含有産業廃棄物	繊維くず
70 t	1 t	5 t	10 t
t	t	t	t
70 t	1 t	t	10 t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

添付資料・・・管理体制図及び各部署の役割

(指示)

明亜興業株式会社 (報告)

部署	役 割
代表取締役	産業廃棄物の発生から処分に至るまでの確認 産業廃棄物の発生工程、種類、発生量、排出量、性状等の確認 処理施設(事業場内・外)の定期的査察状況の確認 行政に対する報告等の確認 処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の確認 産業廃棄物の適正管理、減量化等に関する社内啓発及び指示 各部署間の調整の確認 廃棄物の資源化・減量化適正管理について実施の確認
廃棄物管理部	産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して把握管理 産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 処理施設(事業場内・外)の定期的査察 行政に対する報告等 処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 各部署間の調整 廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 上記内容を報告
営業部 解体工事直属	産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 各現場の施設の維持管理点検等 保管施設での保管量把握 中間処理施設の稼働状況の把握 最終処分場の稼働状況の把握 産業廃棄物の分析及び環境事象の分析 上記内容を報告
自家物保管直属部	産業廃棄物の適正処理費用の算出 産業廃棄物処理技術の向上 産業廃棄物減量化 上記内容報告